

## 京都産業大学における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針

平成 28 年 6 月 1 日

京都産業大学は、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、公的研究費の不正防止対策に関する基本方針を次のとおり定める。

### 1. 機関内の責任体系の明確化

公的研究費の不正防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理に関するルールや職務権限を明確化し、コンプライアンス教育を通じて関係者の意識向上を図るとともに、不正に係る調査体制など抑止機能を備えた環境整備を図る。

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因に対応した実効性のある不正防止計画を策定・実施し、定期的実施状況を確認のうえ、モニタリングの結果等を踏まえた継続的な見直しを図る。

### 4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、業者との癒着の発生を防止するとともに、発注・検収などにおいて実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営・管理を行う。

### 5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の使用に関するルール等が適切に情報共有され、執行相談が行われる体制を構築するとともに、大学の取り組みを広く学外へ発信する。

### 6. モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、大学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。